

令和4年度
相模線複線化の早期実現
に関する要望書

国土交通省 関東運輸局長
新 田 慎 二 殿

相模線複線化等促進期成同盟会

相模線複線化の早期実現に関する要望書

【要望事項】

リニア中央新幹線の開業を見据えた整備や各自治体のまちづくりが着実に進展する中、相模線の輸送力増強や速達性向上等、輸送サービスの改善が望まれることから、信号保安設備の改修や行違い施設の整備、部分複線化等の段階的整備を図り、沿線住民の切なる願いである、相模線全線複線化の早期実現に向けた取組を推進されますよう要望します。

相模線の現状

- 東京都心から約50kmに位置する相模線は、東海道本線や横浜線など東京や横浜方面に向かう5つの路線と接続しているが、単線のため、列車の行違いの待ち時間等により表定速度が低く、運行本数も少ないなど、周辺の鉄道と比較して十分な輸送サービスが確保されていない。

相模線を取り巻く環境

- 平成28年4月の交通政策審議会答申「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」において、「新幹線駅へのアクセス改善や通勤・通学需要の急増等、輸送需要の動向等を踏まえて、例えば相模線、南武線等の輸送サービスの改善に資するプロジェクト等については、関係地方公共団体・鉄道事業者等において、検討が進められることを期待」と位置付けられている。
- 「かながわグランドデザイン」において、相模線複線化などの促進が位置付けられているとともに、「かながわ都市マスタープラン」において、全国との交流連携の窓口となる南のゲート(東海道新幹線新駅)と北のゲート(リニア中央新幹線駅)を結ぶ相模連携軸の整備・強化が位置付けられている。
- 東海道新幹線新駅を誘致している寒川町倉見地区と相模川対岸の平塚市大神地区において、環境と共生する魅力ある一体的な都市を目指す「ツインシティ」の整備に向けた取組が進んでいる。
- リニア中央新幹線開業に向けた取組が進められており、倉見駅付近への東海道新幹線新駅設置の可能性が高まっている。
- 小田急多摩線や相鉄いずみ野線の延伸等の交通ネットワーク拡充による、東京都心や横浜・川崎などの拠点との連携強化も期待されている。
- 首都圏中央連絡自動車道の一部であるさがみ縦貫道路の全線開通や、新東名高速道路の海老名南ジャンクションから新秦野インターチェンジまでの区間の開通等により、沿線の土地利用や企業集積が進んでいる。

同盟会の取組

- 平成25年度に相模線を取り巻く環境の変化を踏まえ、複線化の早期実現に向け、概ね令和27年までに取り組む内容についてまとめた、「新たな相模線交通改善プログラム」を策定した。
- 行違い施設整備の検討や駅及び周辺の交通改善、地域の魅力創出の需要喚起施策等を実施している。

令和 4年11月 7日

相模線複線化等促進期成同盟会
会長 相模原市長 本村 賢太郎

1 規 約

2 會員名簿

3 顧問名簿

相模線複線化等促進期成同盟会規約

(名 称)

第1条 本会は、相模線複線化等促進期成同盟会（以下「同盟会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 同盟会は、J R相模線の全線複線化の早期実現をめざし、輸送力増強を促進するとともに、沿線地域の発展を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 同盟会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 関係機関への要望、陳情活動
- (2) 各種情報収集及び調査研究活動
- (3) 関係団体との連絡、調整
- (4) その他、目的達成に必要な事業

(組 織)

第4条 同盟会は、神奈川県知事、茅ヶ崎市長、相模原市長、海老名市長、座間市長、寒川町長、相模原商工会議所会頭、茅ヶ崎商工会議所会頭、海老名商工会議所会頭、座間市商工会会長及び寒川町商工会会長をもって組織する。

(役 員)

第5条 同盟会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 監 事 3名

2 会長、副会長及び監事は、神奈川県知事を除く同盟会構成員の互選により選任する。

3 役員任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、役員が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第6条 会長は、同盟会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 監事は、会計を監査する。

(名誉会長)

第7条 同盟会に名誉会長を置き、神奈川県知事をもってあてる。

(顧問等)

第8条 同盟会は、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長の諮問に応じ意見を述べるとともに、同盟会の事業を援助する。

3 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

(総 会)

第9条 同盟会の総会は、年1回開催し、会長が必要と認めた場合は、臨時総会を開くことができる。

2 総会は、事業計画、予算等同盟会の目的を達成するための重要な事項を審議決定する。

3 総会の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹 事)

第10条 幹事は、同盟会の構成団体の職員をもって構成し、会長が指定する者をもってあてる。

2 幹事は、同盟会の円滑な運営を図るために必要な事項について、会長の命を受け、事務を遂行する。

(事務局)

第11条 同盟会の事務を処理するため、会長の所属する団体に事務局を置く。

(会 計)

第12条 同盟会の経費は、負担金、その他の収入をもってあてる。

2 同盟会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(雑 則)

第13条 この規約に定めるもののほか、同盟会の運営に関し必要な事項は、会議に諮って会長が定める。

附 則

この規約は、平成10年2月13日から施行する。

附 則

この規約は、平成12年4月3日から施行する。

会 員

会 員	神 奈 川 県	知 事	黒 岩 祐 治
会 員	相 模 原 市	市 長	本 村 賢 太 郎
会 員	茅 ヶ 崎 市	市 長	佐 藤 光
会 員	海 老 名 市	市 長	内 野 優
会 員	座 間 市	市 長	佐 藤 弥 斗
会 員	寒 川 町	町 長	木 村 俊 雄
会 員	相 模 原 商 工 会 議 所	会 頭	杉 岡 芳 樹
会 員	茅 ヶ 崎 商 工 会 議 所	会 頭	亀 井 信 幸
会 員	海 老 名 商 工 会 議 所	会 頭	三 田 佳 美
会 員	座 間 市 商 工 会	会 長	内 藤 和 美
会 員	寒 川 町 商 工 会	会 長	内 野 晴 雄

顧 問

顧 問	衆 議 院 議 員	阿 部 知 子
顧 問	衆 議 院 議 員	太 栄 志
顧 問	衆 議 院 議 員	あかま 二 郎
顧 問	衆 議 院 議 員	河 野 太 郎
顧 問	衆 議 院 議 員	後 藤 祐 一
顧 問	衆 議 院 議 員	甘 利 明
顧 問	衆 議 院 議 員	星 野 剛 士
顧 問	衆 議 院 議 員	義 家 弘 介
顧 問	参 議 院 議 員	牧 山 ひろえ
顧 問	参 議 院 議 員	三 原 じゅん子
顧 問	参 議 院 議 員	島 村 大
顧 問	参 議 院 議 員	佐々木 さやか
顧 問	参 議 院 議 員	三 浦 信 祐
顧 問	参 議 院 議 員	水 野 素 子
顧 問	神 奈 川 県 議 会 議 長	しきだ 博 昭
顧 問	神 奈 川 県 議 会 副 議 長	曾我部 久美子
顧 問	神 奈 川 県 議 会 議 員	山 口 美 津 夫
顧 問	神 奈 川 県 議 会 議 員	佐々木 正 行

顧問	神奈川県議会議員	河本文雄
顧問	神奈川県議会議員	細谷政幸
顧問	神奈川県議会議員	京島けいこ
顧問	神奈川県議会議員	小林大介
顧問	神奈川県議会議員	永田てるじ
顧問	神奈川県議会議員	梶 晴太郎
顧問	神奈川県議会議員	くさか 景子
顧問	神奈川県議会議員	長田進治
顧問	神奈川県議会議員	芥川 薫
顧問	神奈川県議会議員	山本 哲
顧問	相模原市議会議長	寺田弘子
顧問	茅ヶ崎市議会議長	加藤大嗣
顧問	海老名市議会議長	久保田英賢
顧問	座間市議会議長	荻原健司
顧問	寒川町議会議長	佐藤一夫